



Title	台湾海岸巡防署の武力紛争法における位置づけ－米日台の比較から－
Author(s)	洪, 政儀
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/73593
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (洪政儀)	
論文題名	台湾海岸巡防署の武力紛争法における位置づけ －米日台の比較から－
論文内容の要旨	
<p>国際法では、法執行を行う機関につき、それが文民機関又は軍隊であるのかについては、国内法に委ねられており、国際法上は特に制約されていない。そのため、各國は自國の国内法に基づいて軍隊又は文民機関に法執行権限を付与している。国際武力紛争が発生した際、元々国内法で軍隊の地位を付与されているものにつき、平時と武力紛争時の地位に変化がないため、このような部隊は武力紛争法における地位に対する検討は単純である。</p> <p>一方、文民の地位を付与される組織については、次の2通りが考えられる。つまり、武力紛争時、依然として文民機関の性格を維持するのか、又は軍隊に編入されたのち軍隊の身分を取得するのかである。これらの場合に検討の焦点となるのは、武力紛争時に軍隊へ編入される際の地位の変化、法執行措置と敵対行為との区別、軍隊の指揮下又は統制下にある法執行機関の役割などである。</p> <p>特に、武力紛争時の措置が通常の法執行任務であるのか、又は敵対行為にあたるのか、これは武力紛争法からみて決定的に重要な問題である。そのため、当該部隊が国際法のいう軍隊であるのかを含め、慎重に検討する必要がある。また、海上において外国船舶と接触する機会が陸上の警察より遙かに多い海上法執行機関の場合、軍隊の定義、軍隊の行動が何であるのかについての検討は特に重要である。</p> <p>本稿で検討の中心とされている、台湾の海上法執行機関である海岸巡防署は、その設立の際、米国沿岸警備隊と日本の海上保安庁に倣ったという経緯がある。米国沿岸警備隊は、平時から変わらず武力紛争時も軍隊の身分を有する。日本の海上保安庁は、平時から変わらず武力紛争時も文民機関である。また、台湾の海岸巡防署は、平時は文民機関であるが、武力紛争時に海軍へ編入されることで軍隊の身分を取得する。つまり、海岸巡防署の平時における地位は日本に倣い、武力紛争時における地位は米国に倣ったと考えられる。そして、これらの法執行機関の形態をみれば、平時から武力紛争時の地位については三者三様である。</p> <p>海上法執行機関の武力紛争時の地位につき、平時と武力紛争時を問わず、軍隊である米国沿岸警備隊に対する検討は単純である。しかし、日本の海上保安庁のそれについては、防衛大臣の統制下に入る当該組織の文民機関としての地位の妥当性及び法執行措置と敵対行為との区別についての2つの問題が現れる。</p> <p>また、台湾の海岸巡防署の場合は、国内法で定められる軍隊への編入規定には曖昧な部分が存在するため、武力紛争法がいう編入の意味についての確認が必要である。さらには、平時から軍隊のような重装備を持つ海岸巡防署について、平時における文民機関としての地位の妥当性についても検討する。</p> <p>以上について、米国、日本、台湾の三者三様の海上法執行機関における海上法執行の成り立ち、歴史的背景、国内法の内容、編入規定などを詳しく確認しながら、国際法上の軍隊の定義、その組織の構成員の戦闘員資格の有無、組織の合法的攻撃目標としての位置づけ等について比較検討することにより、問題の所在についての解決法を探る。</p> <p>本稿は、研究の背景及び具体的な問題所在について言及する序章、結論を纏める終章のほかに、主に3章から構成される。第1章の「海上法執行機関と武力紛争法」では、本稿の検討で基礎となるべき3つの事柄を概観する。1つ目は、海上法執行の基礎的な法理である。これにより、海上法執行機関が行動する原理をみる。2つ目は、武力紛争法の特権戦闘員と合法的攻撃目標の基本的な構造を概観する。3つ目は、台湾の国際法的な地位を概観する。これについては、台湾の国家性の有無により、台湾が当事者となる武力紛争法の性格が変化するからである。さらに、ここでは、中台間の武力紛争についても併せて確認している。</p> <p>第2章の「米日台の海上法執行機関と国内法の分析」では、米国、日本、台湾のそれぞれの国において、海上法執行機関が成立するまでの歴史的沿革、海上法執行機関の組織体制や任務内容に関する考察、武力紛争時の各國の国内法に定められる編入規定に関する詳細な分析を行っている。</p> <p>第3章の「武力紛争法の米日台の海上法執行機関の地位」では、米国、日本、台湾の各國の武力紛争時における海上法執行機関の地位を説明する。具体的には、各機関の構成員の戦闘員資格の有無、その装備が攻撃目標となる</p>	

かどうか、文民としての保護及び保護の喪失などにつき、第1章で言及された武力紛争法の基礎的理論を応用しながら、理論的かつ総論的な展開とした。終章は、本稿での議論により浮かび上がってきた問題点を指摘するとともに、第3章までの論説を振り返り、本稿の結論を纏めている。また、今後の課題として、台湾の海岸巡防署の現状にみあつた地位についても述べられている。

本稿の結論としては、次のようなである。まず、武力紛争時に軍隊である海岸巡防署と米国沿岸警備隊について、海軍への編入と戦闘員資格の取得、海軍との指揮に関する関係、法執行任務と作戦任務の区別の3つの視点から、それぞれの国内法を軸に比較することにより、いくつかの相違点が明らかとなった。それらを検討することで、海岸巡防署は国際法上の軍隊の資格をより明白な形で取得する必要があること、海軍との連携規定の具体性と実効性の強化、海軍との十分な共同訓練などにより、武力紛争時に即時に実戦に可能な能力の構築が必要であることなどが確認された。特に、台湾の国内法で定められる編入規定を詳細に確認すると、そこには曖昧な点が多くあり、海岸巡防署が海軍へ編入される際、国際法上の軍隊の地位を正式に得るためには、第一追加議定書第43条3項のいう編入通報を行うことが好ましいと指摘された。

次に、日本の海上保安庁につき、武力紛争時には防衛大臣の統制下に入るとされるが、依然として文民機関であり続けるため、海上保安庁の行う法執行措置は敵対行為に該当する可能性が高い。さらに、武力紛争における国際法上からみる組織の文民機関としての地位の妥当性を検討すれば、海上保安庁は近年において、自衛隊との連携強化や武器設備の増強など、その装備は強化されている傾向にあり、純粹な文民機関であるかについては疑問が残る。これについては、海岸巡防署と比較することで問題の所在にかかる解決を試みた。これにより、海上保安庁は、武力紛争時は、国際法上は軍隊である自衛隊に編入される部隊として、軍隊の身分を取得することが好ましいことが指摘された。しかし、これについては、歴史的経緯や海上保安庁第25条なども関係しており、また、当該組織を軍隊化させたくないという現状もあるため、国内法の調整を含めて現状は困難である。従って、日本海上保安庁については、武力紛争時、諸外国から敵対行為を行う文民機関として認識される可能性が高いであるとの自覚を持つ必要があると結論づけている。

また、海岸巡防署の今後の課題としてあげられたのは、現状にみあう海岸巡防署の地位についてである。近年の施策として、第二海軍化の傾向がみられる海岸巡防署の平時の地位については、実質的な機能面からみれば軍隊と認識される可能性が高く、当該組織には、米国沿岸警備隊と同様に、平時から軍隊の身分を与えることが適当であるとされた。これについては、台湾では憲法上の文武分治の制限があるため台湾の国内法の調整は必要だが、文民組織に現役軍人が存在する事実を法解釈で解決していることを鑑みれば、これについても法解釈で解決される可能性はあるとした。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名（洪政儀）		
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査	教授 真山全
	副査	教授 村上正直
	副査	准教授 和仁健太郎

論文審査の結果の要旨

【法的地位検討の必要】洪政儀氏提出論文「台湾海岸巡防署の武力紛争法における位置づけ—米日台の比較から—」は、同署の国際的武力紛争に於ける国際法(武力紛争法)上の地位を米沿岸警備隊及び日本海上保安庁と比較し明らかにしようとするものである。海上法執行機関の地位に関する研究は乏しかったが、これは、歴史的には海軍が法執行に従事し、海軍なら武力紛争時の地位を論じる必要がなかったからである。しかし近時、国内法上文民機関とされる海上法執行機関を設ける諸国が増え、係争海域でのかかる機関の実力行使例も生じ、また武力紛争では補助部隊として運用されることから、国際法上の地位に关心が示されるに至った(序章)。

【前提的処理を要する諸問題】本論1章は、海上法執行の歴史的展開を概観し(1節)、武力紛争時に海上法執行機関の地位が問題となる二側面を抽出する(2節)。即ち戦闘員の地位を持つかと、合法的目標たりうるかである。前者は国際法上の軍隊とは何かを問うのとほぼ同じで、文民機関軍隊編入規定を含む関係条約条文を参照しつつ軍隊と戦闘員の概念を検討している。後者では文民又は文民機関も敵対行為に参加するか軍事目標に該当すれば殺傷破壊対象となることを正しく指摘した。なお、台湾が国際的武力紛争当事者たりうるかも本章で扱っている(3節)。

【米日台国内法の比較】海上法執行機関の法的地位分析のため必要な基本的理論問題を扱った後、米日台の関連国内法が2章で比較される。国内法上、平時武力紛争時を通じ軍隊とされるもの、平時武力紛争時を問わず文民機関であるもの、及び平時は文民機関で武力紛争時に軍隊編入されるものがあるとし、前2者代表格として米日を選んでいるが首肯できる(1節、2節)。これらと三番目の範疇に属す台湾の国内法を詳細に比較している(3節)。

【武力紛争時の地位】理論問題の整理及び国内法比較に続き、3章に於いて米日台海上法執行機関の武力紛争法上の地位を検討する。米沿岸警備隊に関して国際法上問題が実際上ないと記述は予想通りで妥当である(1節)。海上保安庁は、海上保安庁法非軍隊条項にもかかわらず、自衛隊法規定の海上保安庁指揮統制で軍隊編入となりうるとの指摘がなされた。これは日本国内法の国際法からの再吟味の必要性の指摘でもある(2節)。台湾については、武力紛争時軍隊編入を国内法がいうので問題がないのは米に同じと考えられたが、編入規定は国際法上の要件を欠くものではないかと指摘する(3節)。文民機関と信じていたが軍隊編入と国際法から認識されるかもしれない日本海上保安庁と反対に、武力紛争時の軍隊化に問題ないと考えていたら実はそうではないという台湾海岸巡防署に関する指摘も重大である。終章ではこうした帰結を改めて整理し、平時係争海域に於いてか又は武力紛争時に海上法執行機関が行動する際には、国内法上の認識と国際法からの評価の相違から深刻な事態が生じうることを指摘する。

【評価】本論には興味深い指摘がある一方、問題点も散見される。まず、1章と3章は内容上幾らか重複する。重要論点の分析もやや不足し、軍隊定義は国内法次第と国際法もいうのか又は国際法は何か実質的な要件を提示しているかという根本的問題の検討に若干足りないところがある。台湾海岸巡防署が実質的に国際法上の軍隊なら、軍隊編入台湾国内法の不備は国際法的には問題ではなくなるだけに軍隊定義を精査する要があった。加えて、そもそも編入とは国際法上何を指すか、文民機関の行為のみで武力紛争を構成するか、敵対行為に参加しなくとも相当の兵装を持つ文民海上法執行機関船艇の地位は商船と同じかといった問題も更に扱うべきであった。

こうした問題はあるものの、本論は台湾海岸巡防署の武力紛争法上の地位に関する興味深い結論を導いた。また、一般的問題も多く指摘し、台湾海岸巡防署の地位の評価にとどまらず、あまり研究のなかった海上法執行機関の武力紛争時の地位一般に関する先駆的論文になっていることが評価できる。以上から、本論文は博士(国際公共政策)の学位を授与するに値すると審査委員会は判断した。